

## 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱（改正案）

制定：平成 21 年 10 月 30 日  
一部改正：平成 22 年 2 月 5 日  
一部改正：平成 23 年 4 月 19 日  
一部改正：平成 24 年 7 月 13 日  
一部改正：平成 25 年 3 月 8 日  
一部改正：平成 26 年 1 月 24 日  
一部改正：平成 26 年 2 月 18 日  
一部改正：平成 27 年 5 月 22 日  
一部改正：平成 27 年 9 月 30 日  
一部改正：平成 28 年 9 月 23 日  
一部改正：平成 29 年 8 月 28 日  
一部改正：平成 30 年 月 日

## （目的）

第 1 条 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、京浜交通圏（以下、「特定地域」という。）の関係者の合意に基づいて、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## （定義）

- 第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車であって、一般タクシー及びその他ハイヤーをいう。
  - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
  - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
  - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 特定地域計画の作成

(2) 次に掲げる特定地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
- ② 特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
- ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)は、法第8条第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ① 神奈川県知事又はその指名する者
- ② 横浜市長又はその指名する者
- ③ 川崎市長又はその指名する者
- ④ 横須賀市長又はその指名する者
- ⑤ 三浦市長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人神奈川県タクシー協会 会長
- ② 神奈川県個人タクシー協会 会長
- ③ 湘南交通株式会社 代表取締役
- ④ 川崎タクシー株式会社 代表取締役
- ⑤ 岡タクシー有限公司 代表取締役
- ⑥ カナガワ交通株式会社イースタン 代表取締役
- ⑦ 向ヶ丘交通株式会社イースタン 代表取締役
- ⑧ 三和交通株式会社 取締役部長
- ⑨ 三和交通神奈川株式会社 総務監査室次長
- ⑩ アサヒタクシー株式会社 代表取締役
- ⑪ 二重交通株式会社 取締役副社長
- ⑫ 平和交通株式会社 常務取締役

- ⑬日野交通株式会社 代表取締役
- ⑭多摩川ハイヤー株式会社 常務取締役
- ⑮臨港タクシー株式会社 代表取締役
- ⑯有限会社いづみタクシー 代表取締役
- ⑰神奈中ハイヤー横浜株式会社 代表取締役
- ⑱神奈川個人タクシー協同組合 理事長
- ⑲横須賀個人タクシー協同組合 理事長
- ⑳川崎個人タクシー協同組合 理事長

(3) 労働組合等

- ①全神奈川ハイタク労働組合連絡会議を代表する者

(4) 地域住民

- ①横浜商工会議所会頭又はその指名する者
- ②川崎商工会議所会頭又はその指名する者
- ③横須賀商工会議所会頭又はその指名する者

(5) その他協議会が必要と認める者

- ①神奈川県警察本部交通部交通規制課長
- ②神奈川県警察本部交通部駐車対策課長
- ③神奈川県労働局労働基準部監督課長
- ④一般財団法人神奈川タクシーセンター常務理事
- ⑤東洋大学国際学部国際地域学科教授 岡村 敏之

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第14項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は平成~~30~~33年7月31日までとする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

5 協議会には事務局を設置する。

- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成~~30~~33年7月31日までとする。
- 9 会長が必要と認めた場合には、構成員以外の者より協議会において意見を聴くことができる。
- 10 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) 会長の選出を議決する場合  
第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
  - (2) 設置要綱の変更を議決する場合  
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。
    - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
    - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
    - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
  - (3) 特定地域計画の作成及び変更を議決する場合  
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
    - ② 特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の3分の2以上であること。
    - ③ タクシー事業者の区分ごとに、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

- ④ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
  - ⑤ 法第 8 条第 2 項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
  - ⑥ 法第 8 条第 2 項に掲げる者に該当する構成員のうち特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合  
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長及び事務局長が合意すること。
  - ② 合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
  - ③ ①及び②以外の構成員において、第 4 条第 1 項 (3) に掲げる構成員はその区分毎に 1 個の議決権を、その他の構成員については、各自 1 個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 12 前項 (3) ③に掲げるタクシー事業者の区分は、次のとおりとする。
- (1) 大規模事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が 101 両以上
  - (2) 中規模事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が 100 両以下、41 両以上
  - (3) 小規模事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が 40 両以下
  - (4) 個人タクシー事業者
- 13 協議会は、特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。  
また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 14 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の 45 日前までにその旨を公表するものとする。
- 15 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 16 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。  
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 17 会長は、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出及び軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果を持って協議会の決議に代えることができる。  
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあつては、第 4 条第 3 項中の「30 日前」とあるのは「3 日前」とし、第 5 条第 14 項中の「45 日前」とあるのは「10 日

前」とする。

(分科会)

第 6 条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

2 分科会は、第 3 条の実施事項の内容に応じ、第 4 条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。

3 分科会には会長を置き、分科会会長は協議会会長が指名する。

4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。

5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定めるものとする。

6 分科会は、非公開とする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮り定める。

# タクシー事業の現状について

平成30年11月21日  
京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会

# 特定地域一覧（平成30年9月1日現在）

運輸局	都道府県	営業区域名	指定日	運輸局	都道府県	営業区域名	指定日
北海道	北海道	札幌交通圏	平成27年11月1日	近畿	兵庫	神戸市域交通圏	平成27年9月1日
東北	宮城	仙台市	平成27年6月1日		大阪	大阪市域交通圏	平成27年11月1日
	秋田	秋田交通圏	平成27年6月1日		大阪	河北交通圏	平成30年9月1日
関東	神奈川	京浜交通圏	平成27年8月1日	中国	広島	広島交通圏	平成27年7月1日
	栃木	宇都宮交通圏	平成28年7月1日	九州	熊本	熊本交通圏	平成27年6月1日
	埼玉	県南中央交通圏	平成28年7月1日		大分	大分市	平成27年7月1日
	千葉	京葉交通圏	平成28年7月1日		福岡	北九州交通圏	平成27年8月1日
	千葉	東葛交通圏	平成28年7月1日		長崎	長崎交通圏	平成27年8月1日
	千葉	千葉交通圏	平成28年7月1日		宮崎	宮崎交通圏	平成27年8月1日
	東京	南多摩交通圏	平成28年7月1日		鹿児島	鹿児島市	平成27年8月1日
北陸信越	新潟	新潟交通圏	平成27年8月1日		福岡	福岡交通圏	平成27年11月1日
	長野	長野交通圏	平成27年8月1日	福岡	久留米市	平成28年7月1日	
	石川	金沢交通圏	平成27年8月1日				
	富山	富山交通圏	平成28年7月1日				

※全国で26地域が指定を受けている。

※京浜交通圏の場合は平成33年7月31日まで延長



# 活性化事業計画の認定申請状況等及び適正車両数について

営業区域名	地域計画 合意	法人タクシー（H30. 3. 31現在）									個人タクシー					
		事業者数	申請						認定 事業者数	認定			事業者数 (H30.3末)	申請者数 (H30.3末)	認定 事業者数 (H30.3末)	
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			事業者数	減車数		休車数	事業者数	減車数				休車数
				申請者数	減車数	休車数										
京浜交通圏	H22.3.23	108	106	91	280	163	108	91	280	163	2,033	2,013	2,013			

※上記は取次・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したものです。

※ハイヤー・福祉車両のみを保有している事業者を除いたものです。

営業区域名	現在車両数 (H30.9末) ①	適正車両数 上限との 乖離率 (1-③/①)	適正車両数(H27.1.27公示) (平成28年7月15日一部改正)		
			下限値	～	上限値③
京浜交通圏	6,845	6.81%	5,509	～	6,379

## ●旧タクシー特措法時の基準車両数と適正車両数(参考)

営業区域名	基準車両数 ① (H20.7.11)	現在車両数 ②	減車率 (1-②/①)	申請された 減・休車が すべて実施 された場合 の車両数 ③	減車率 (1-③/①)	地域計画に示された基準 車両数と適正と考えられる 車両数の乖離	適正車両数		
							下限値	～	上限値
京浜交通圏	7,629	6,858	10.11%	6,858	10.11%	約20%～30%	5,150	～	5,950

# 事業者計画の認可及び車両の削減実施状況

平成30年9月30日時点

## ○法人タクシー

合意事業者数	事業者計画 認可済事業者数	事業者計画認可状況			事業者計画 実施車両数			事業者計画外 で実施した削減車両数	削減車両数合計
		抹消	休車	合計	抹消	休車	合計		
107社中99社	99社	185両	237両	422両	164両	258両	422両	22両	444両

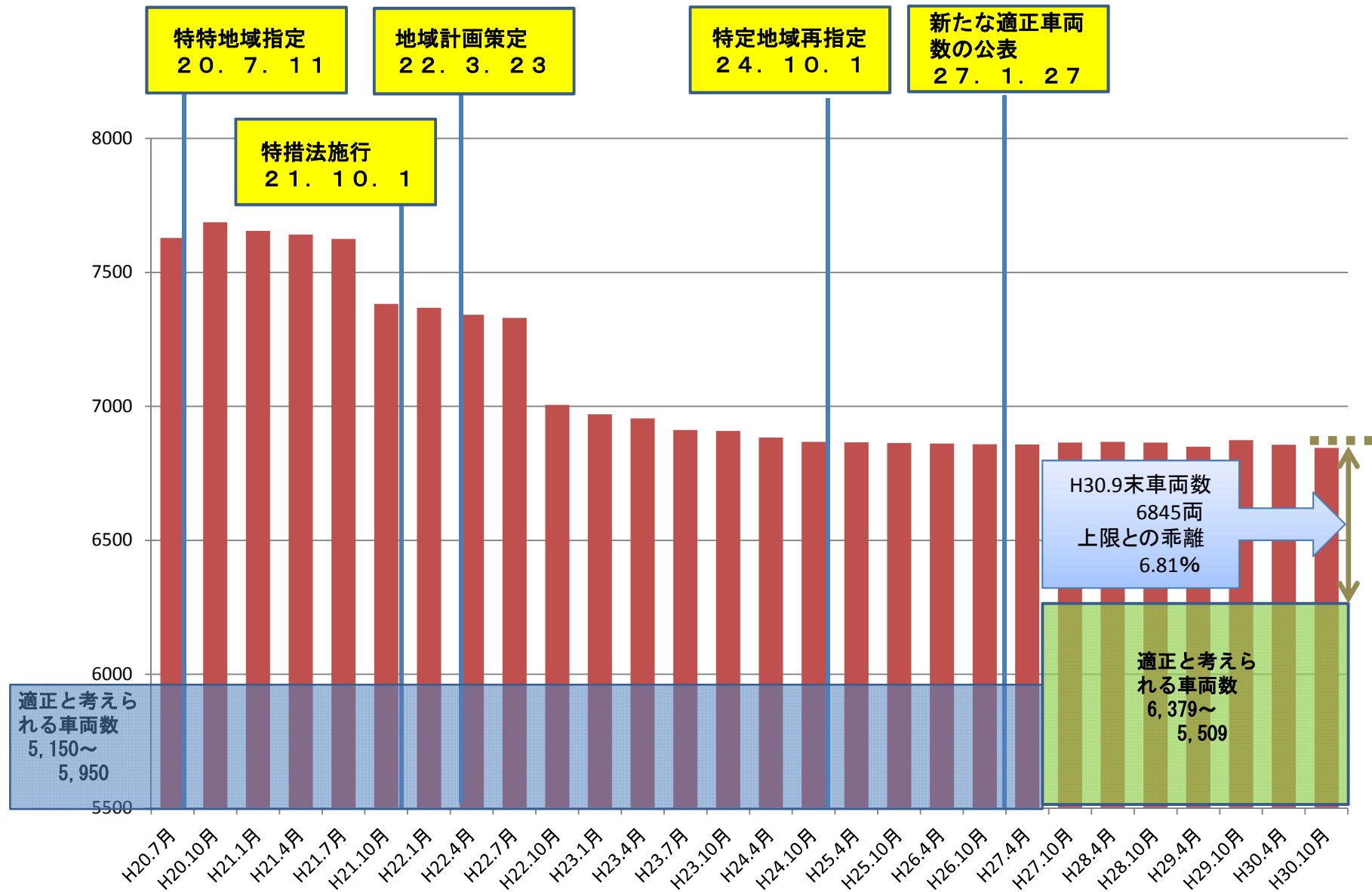
事業者計画を全て実施した場合の 京浜交通圏の車両数	適正車両数上限との乖離率
6423両	0.69%

## ○個人タクシー

合意事業者数	事業者計画 認可済事業者数	事業者計画認可状況		休車実施事業者数
		曜日指定	日付指定	
2003者中1960者	1953者	1807者	146者	1953者

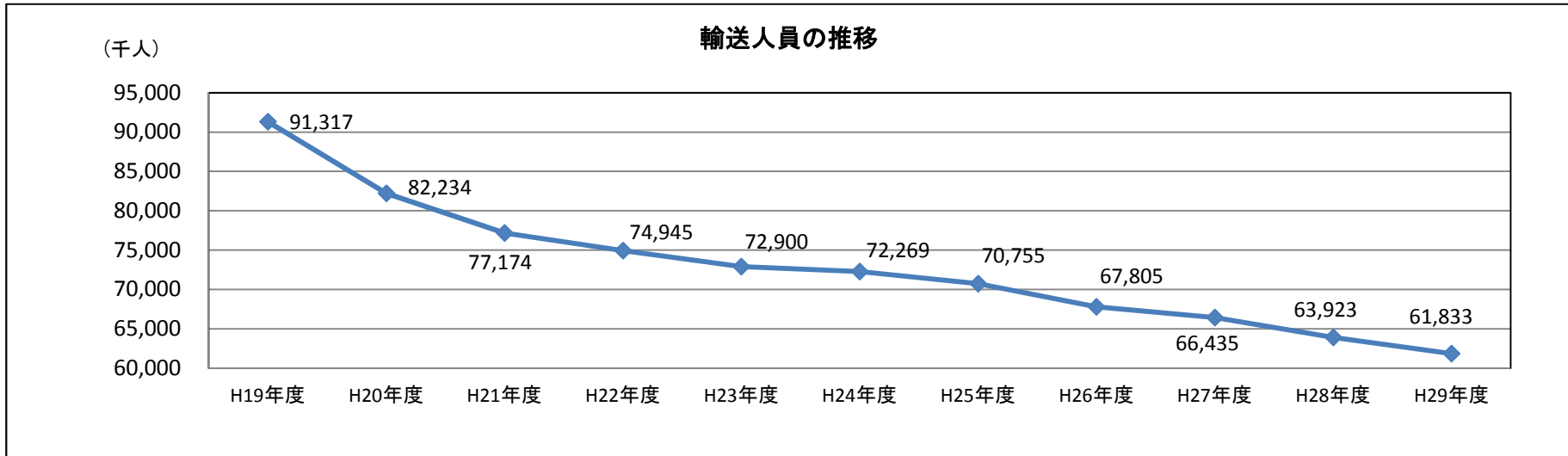
※合意事業者の7者については、譲渡譲受により現在事業者計画申請中。

# 京浜交通圏の实在車両数の推移について

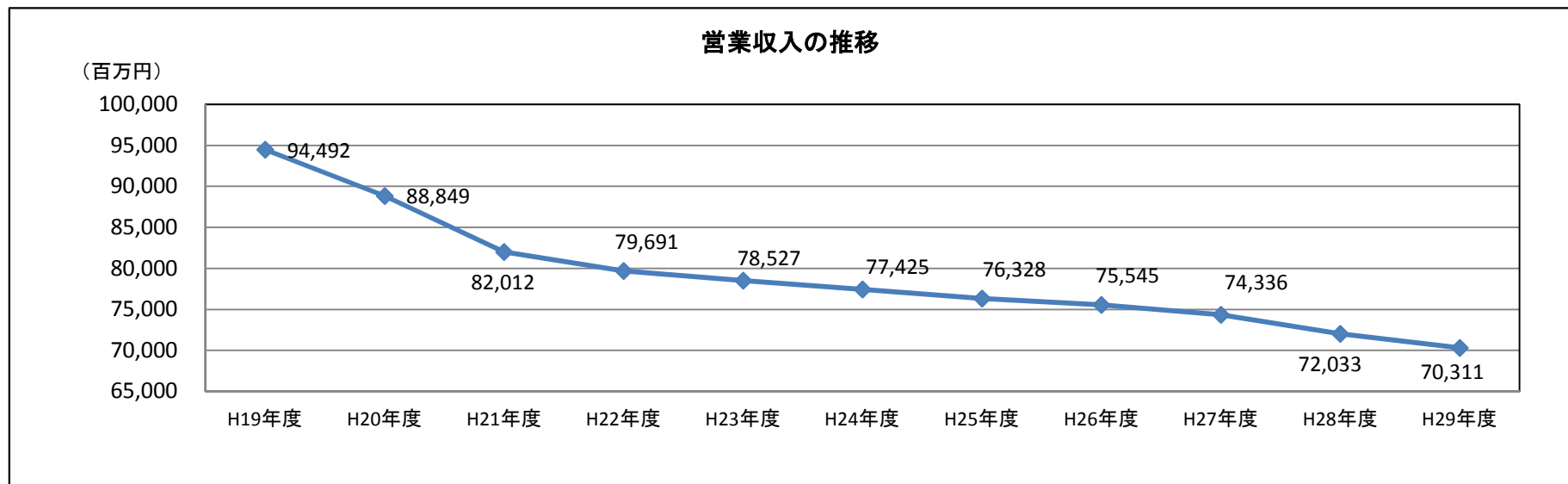


# 各種指標の比較 (①京浜交通圏) 1/3

## ①輸送人員の推移

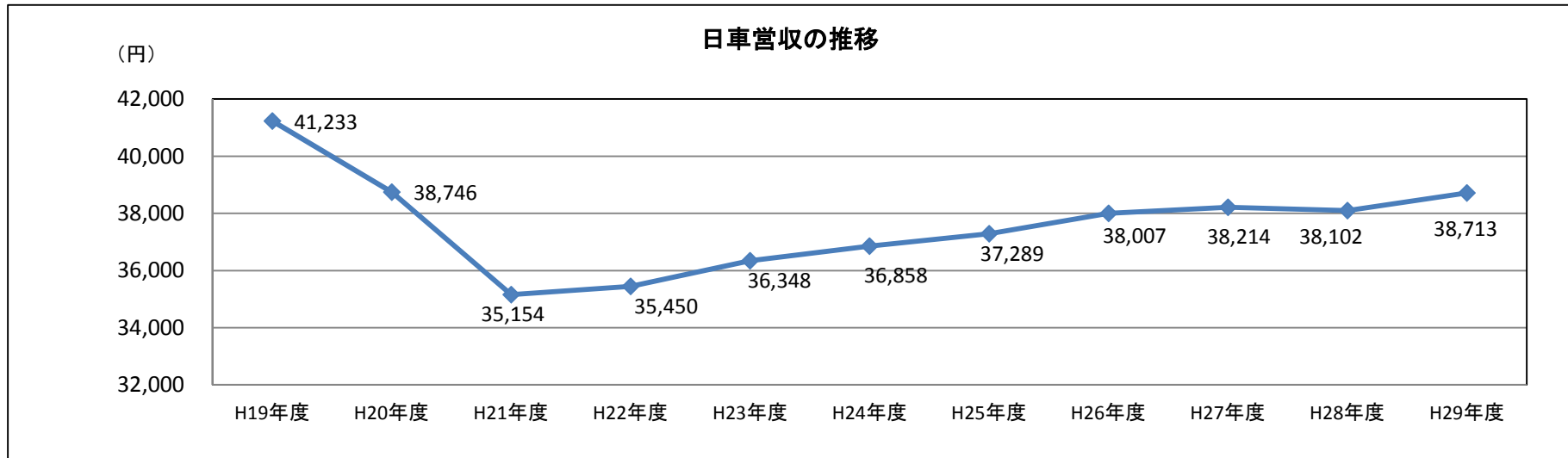


## ②営業収入の推移

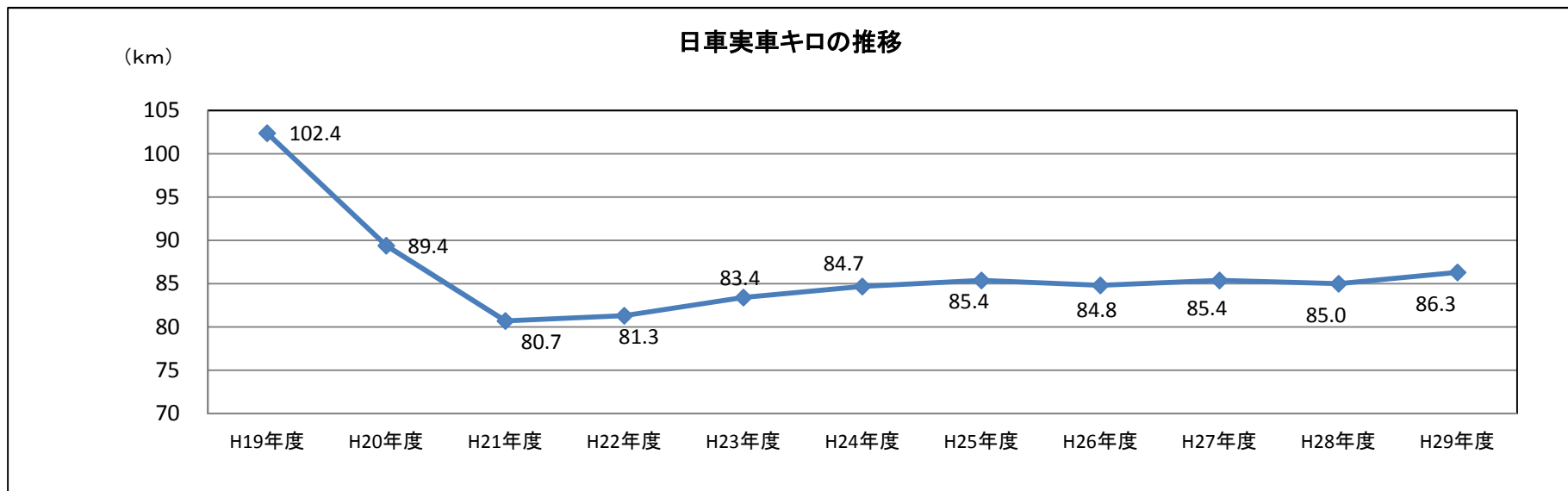


## 各種指標の比較 (①京浜交通圏) 2/3

### ③日車營收の推移

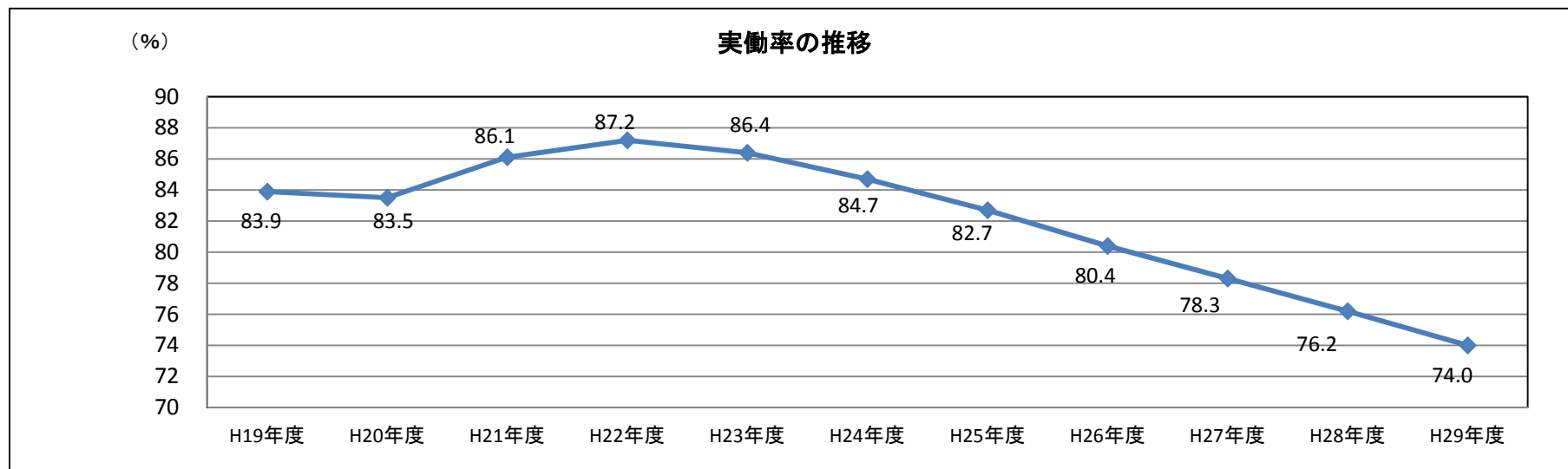


### ④日車実車キロの推移

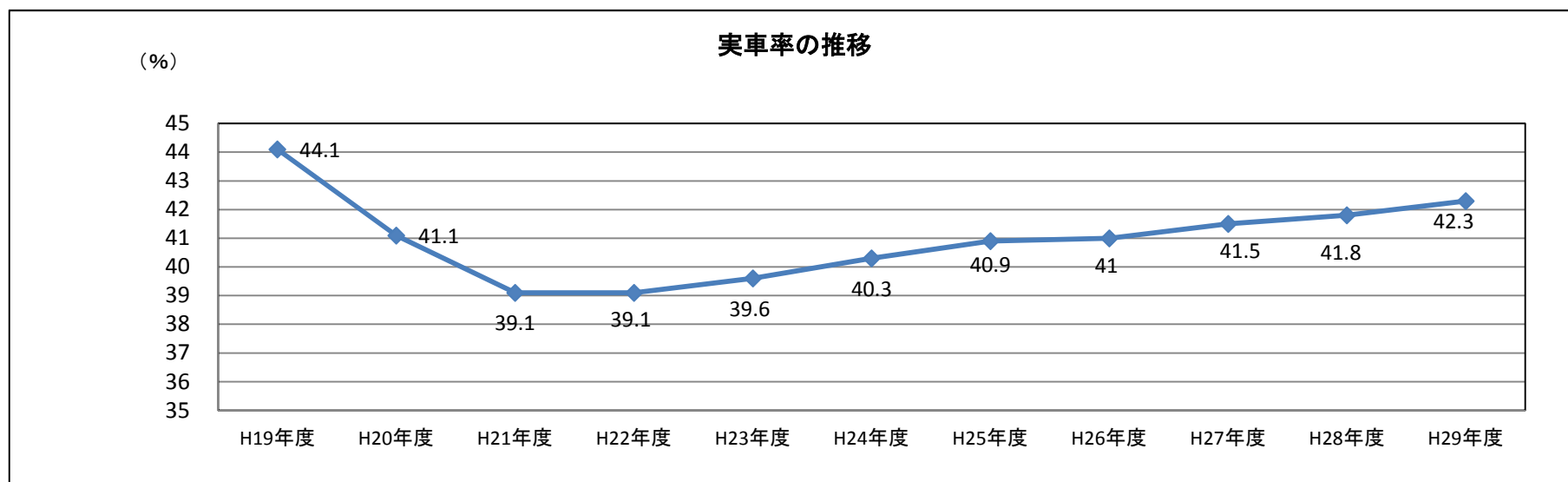


# 各種指標の比較 (①京浜交通圏) 3/3

## ⑤実働率の推移



## ⑥実車率の推移



# タクシー業界の取り組み

平成30年11月21日

京浜交通圏

タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会

## IT企業と連携した県内共通配車アプリの導入

### 目的

- ・ 平成27年度より神奈川県タクシー協会において利用者利便向上及び生産性の向上を目的とした、タクシー配車アプリ導入を検討し、平成29年9月、10月にはDeNAと連携した配車アプリ「タクベル」の実証実験を行った。
- ・ 平成30年4月19日（1次）より横浜、川崎地域においてサービスを開始。
- ・ 平成30年7月11日（2次）より県内全域でサービス開始。

### ○サービスの概要

- ・ 旅客はスマホアプリで気軽に配車依頼が可能。
- ・ 旅客は地図上で空車車両や、迎車車両の状況確認が可能。

### ○今後追加予定のサービス

- ・ 交通IC対応決済機の導入。
- ・ 配車タブレットを公共施設に設置。
- ・ 後部座席タブレット（広告表示や利用者向けガイダンス）
- ・ AIを活用した「需要予測システム」導入によりタクシー需要予測情報をリアルタイムに乗務員に提供。

### ○導入車両数

- 1次 横浜市・川崎市  
約2,800両
- 2次 神奈川県全域  
約4,350両





# 京浜交通圏の活性化の取り組み

## 外国人旅客接遇研修、外国人対応

### ○目的

訪日外国人に、安心してタクシーを利用して頂き、また羽田空港国際線タクシー乗り場及び神奈川県内において「おもてなしの心」のサービスを提供するため、平成27年12月より神奈川タクシーセンターにおいて英語による旅客接遇研修を実施。

- ・ 2017年の訪日外国人旅客者数は、2869万人を超え、5年連続での過去最高更新を果たし、また、2018年上期で1589万人が訪れている。
- ・ 2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックが開催され、さらに訪日外国人の増加が予想される。
- ・ 外国人観光客の受入環境の向上を図るため、神奈川県が取り組んでいる「多言語コールセンター」に事業者が登録し、24時間3言語通訳のサービス提供を受けている。
- ・ 協会として国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra（ボイストラ）」を推奨。
- ・ タクシー協会で外国語研修を行うため、平成31年度の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業補助金の要望を提出している。

### 神奈川タクシーセンターの研修状況

#### ○講習内容

初級：英語による乗降時の挨拶、基本会話の練習等  
中級：英語による接遇に必要な会話練習等

#### ○実施状況

27年度	受講者	97人
28年度	受講者	99人
29年度	受講者	56人
累計	初級講習	6回（受講者182人）
	中級講習	2回（受講者70人）



## 観光タクシー

### ○神奈川観光タクシープロジェクト

- 平成26年にフェリス女学院大学国際交流学科の生徒や子育てNPO法人とコラボレーションし、「家族3世代で楽しめるみなとみらい・横浜観光」のパンフレットの作成、平成27年に「高齢者・障がい者、子育てママさんにも優しいUDタクシーで行く川崎観光」などをテーマとしたプロジェクトを実施し、おすすめコースの紹介や試乗体験レポートのHP掲載。また、平成29年には英語版観光パンフレットを作成。

(参考)

今年度は、小田原交通圏の観光タクシードライバーの認定制度を進める一方、フェリス女学院の学生目線による観光コース作成のため、試乗体験を実施しパンフレット作成の準備中。

### みなとみらい・横浜3世代観光タクシーモデルコース

- 記憶と歴史をたどる！横浜満喫コース  
(4時間) 18,510円
- 横浜ギョギョつといいトコ取りコース  
(3時間) 13,990円
- めぐろう！！よこはま歴史コース  
(3時間) 13,990円



### UDタクシーで行く川崎観光タクシーモデルコース

- 川崎緑地巡りコース  
(4時間) 18,510円
- 川崎工場夜景コース  
(2時間) 9,470円



### 外国人向け観光タクシーパンフレット

- 外国人観光客の方々にお勧めしたい定番スポット
- 地元の人しか知らないような穴場スポット
- 神奈川ならではの体験ができるスポット



# 京浜交通圏の活性化の取り組み

## ユニバーサルデザイン (UD) タクシー

- ・「移動等円滑化促進に関する基本方針」(平成23年3月31日改定)  
福祉タクシー (UDタクシーを含む) 平成32年度までに約28,000台【平成28年度末15,128台 (内UDタクシー1,048台)】
- ・県内のUDタクシーの導入状況は、平成29年10月にトヨタ「ジャパンタクシー」が販売されたことにより、増加傾向に転じている。
- ・UDタクシー導入に伴い、ユニバーサルドライバー研修受講者数も増加。
- ・駅や病院にUD専用乗り場を新たに設置  
(H27.11みなと赤十字病院、H29.3新百合ヶ丘駅、H29.7溝の口駅など 横浜市、川崎市で9カ所)

### UDタクシー (レベル1) 導入状況

	事業社数	導入車両数
平成26年度末	57	127
平成27年度末	57	131
平成28年度末	58	143
平成29年度末	71	223

### ■ 関東管内の地方公共団体の補助制度

- 東京都 (上限60万円/台)
- 埼玉県さいたま市 (上限30万円/台)
- 神奈川県(上限15万円/台)
- 千葉県 (上限60万円/台)  
(国の補助を受けていない場合は、上限70万円/台)
- ・横浜市 (上限12万円/台)
- 栃木県 (上限30万円/台)
- ・川崎市 (上限20万円/台)
- ・県内市町 (上限30万円/台)
- ・横須賀市 (上限15万円/台)

### ユニバーサルドライバー研修実施状況

#### ■ ユニバーサルドライバー研修科目

1. タクシーとユニバーサル社会
2. お客様とのコミュニケーション
3. お客様の理解と接遇・介助方法
4. 車いすの取り扱い方と乗車、降車



	受講者数	
	法人	個人
平成26年度末	826	
平成27年度末	1,056	69
平成28年度末	1,232	329
平成29年度末	1,516	952

# 京浜交通圏の活性化の取り組み

## 女性ドライバーの新規就労・定着

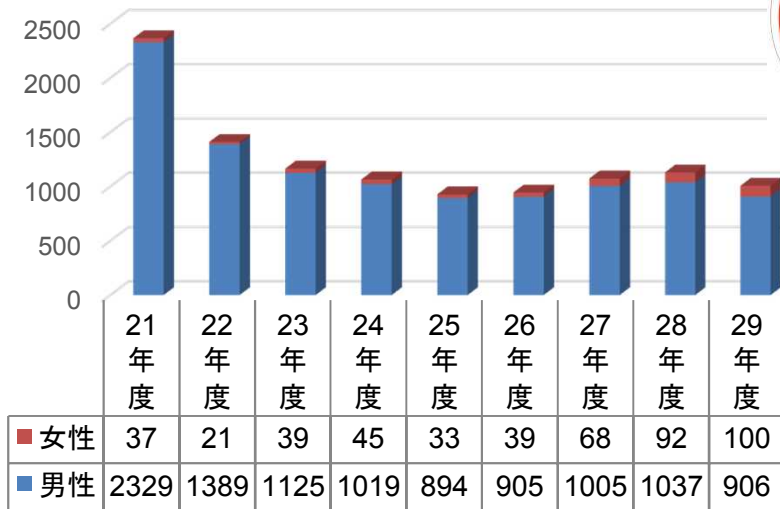
### ■ 「女性ドライバー応援企業」認定制度の創設

- ・ 子育て中の女性等が働きやすく、働き続けることができる環境整備を行う事業者を支援・PRすることによって労働者不足の解消を図るための「女性ドライバー応援企業認定制度」が平成28年5月に創設され、現在31社が認定されています。
- ・ 新規乗務員のうち女性乗務員は年々増加傾向にあり、平成29年度は100名の乗務員研修を受講しています。

#### 認定基準

- ①雇用目標：女性ドライバーの雇用目標を設定していること
- ②労働環境：女性ドライバーを含め、従業員が働きやすい施設・勤務形態の整備等に取り組んでいること、または整備に向けた目標が明確であること
- ③情報提供：労働環境に係る情報（勤務形態、福利厚生等）を公表していること

#### 乗務員研修受講状況



29年度末

法人 女性乗務員数 660名  
個人 女性事業者数 39名

女性ドライバー応援企業認定事業者(30. 10. 1現在)

交通圏	本社所在地	事業者名	女性乗務員数	タクシー車両数
京浜	横浜市	神奈川都市交通 株式会社	57	663
		飛鳥交通横浜 株式会社	5	88
		飛鳥交通神奈川 株式会社	5	92
		関東中央交通 株式会社	1	26
		ヒノデ第一交通 株式会社	2	90
		第一交通 株式会社	0	35
		日本交通横浜 株式会社	35	207
		国際自動車株式会社	2	80
		飛鳥交通横浜中央株式会社	0	20
		新横浜交通株式会社	0	26
		日本サントスキャブ株式会社	6	67
		アサヒタクシー株式会社	3	61
		三慶交通株式会社	2	85
	川崎市	新興タクシー 株式会社	4	90
		川崎タクシー 株式会社	9	123
		飛鳥交通川崎株式会社	3	118
		飛鳥交通川崎中央株式会社	1	43
		東栄交通株式会社	4	58
	横須賀市	船越タクシー株式会社	0	27
圏央	相模原市	双葉交通株式会社	1	34
		田名交通株式会社	7	28
	厚木市	相模中央交通 株式会社	91	360
		神奈中ハイヤー株式会社	65	315
	藤沢市	江ノ島タクシー株式会社	4	48
		株式会社 湘和タクシー-FIT	2	14
	平塚市	旭交通 株式会社	0	24
		追分交通株式会社	4	22
海老名市	株式会社 ハートフルタクシー	16	30	
小田原	小田原市	小田原報徳自動車 株式会社	1	72
		太陽自動車 株式会社	1	43
		富士箱根自動車株式会社	1	20

※女性乗務員及びタクシー車両数は、平成30年3月末現在

## 求人ポータルサイト「タクシーワークかながわ」の開設

### ■ 神奈川県タクシー協会が求人ポータルサイトを開設

- ・ 各タクシー会社においては、個別にドライバー確保に努力しているにもかかわらず、働き手確保に苦戦を強いられている現状。
- ・ この様な現状を鑑みて、タクシー協会として求人ポータルサイトを開設し、タクシー会社とタクシー業界で働きたい方とのスムーズなマッチングを実現することで、タクシー会社の業績向上をバックアップするものです。
- ・ タクシーの事業者団体として、求人に特化したサイトを開設するのは、国内で初めての取り組みとなります。

### ■ サイトの概要

- ・ サイト名称：タクシーワークかながわ
- ・ グランドオープン：2018年11月1日（木）
- ・ URL：https://taxi-work-kanagawa.net/

### ■ 特徴

- ・ 求職者は、働く時間やご自宅からの距離など、希望の条件からタクシー会社約100社の求人を検索することが出来る。
- ・ スマートフォンやタブレット端末に対応したサイトデザインである。
- ・ 会員登録が不要で検索から応募までをワンストップで行うことが出来る。
- ・ 24時間365日好きな時間に、求人情報を見ることが出来る。

### ■ 実施の背景

神奈川県のタクシードライバーは、過去5年で約3,000人減少し急激な人手不足に陥っています。荒天時にタクシーが捕まらないなど、交通空白の原因の一つになっています。タクシーの稼働率の大きな落ち込みは、タクシー会社の売上低下だけではなく、採用コストの増大にも繋がっており、経営の大きな負担となっています。他方、タクシードライバーの必要性は、高齢者、子育て世帯の増加やインバウンドによる観光の交通手段としての、ニーズが拡大しています。

神奈川県タクシー協会では、タクシードライバーの仕事の魅力を伝えるべく、動画サイトやFacebookを開設しましたが、より多くの求職者に情報を伝える仕組みが必要と判断し、求人ポータルサイト「タクシーワークかながわ」を開設いたしました。



事務連絡

平成30年6月26日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップ調査の報告期限の変更について

平成26年の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成21年法律第64号）改正時の附則及び衆参両院の附帯決議により、適正化・活性化の取組状況についてフォローアップを行うこととされている。法施行から3年分の調査結果については、本年3月、特定地域の指定の開始（平成27年）後の施行の状況及び効果についてとりまとめ、国会に報告したところである。

なお、フォローアップ調査については、改正タクシー特措法の附則及び衆参両院の附帯決議に基づき、今後も3年毎に総合的に検証を行い、国会に報告することとされていることから、平成29年度以降についても、継続して調査を実施し、検証等を行うことが必要である。

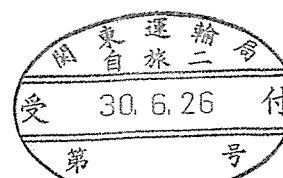
については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）（H28.12.27付け国自旅第266号）に基づき、平成29年度の調査を依頼するものであるが、当該調査は、特定地域及び準特定地域の全事業者を対象に実施するものであること、データの収集・精査には十分な時間を確保する必要があることに鑑み、当該調査通達に定める報告時期を下記のとおり改めることとしたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

## 記

## I 共通事項

③報告期限：本省あて毎年12月21日

（タクシー事業者による地方運輸局等あて報告期限12月7日）



国自旅第266号  
平成28年12月27日

関東運輸局長 殿

自動車局長  
(公印省略)

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）

平成26年の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成21年法律第64号）改正時の附則及び衆参両院の附帯決議により、適正化・活性化の取組状況についてフォローアップを行うこととされている。

このため、平成28年4月に策定した「タクシー革新プラン2016 ～選ばれるタクシー～」においては、特定地域・準特定地域（以下、「特定地域等」という。）における地域指定の効果について、具体的な項目を定め、改善度や目標達成度を通じて地域・事業者の取組を評価し、その結果を公表することとしている。

ついては、今後下記要領に基づき調査することとしたので、管内運輸支局等に周知されたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会あて、別添のとおり通知したので申し添える。

## 記

### I 共通事項

- ① 調査対象：特定地域等の全事業者
- ② 調査対象期間：毎年4月1日～3月31日までの間、もしくは年度末時点（「賃金の改善度」については、別に定める期間）
- ③ 報告期限：本省あて毎年6月末日
- ④ 公表時期：毎年8月（平成29年度以降）
- ⑤ 公表の方法：地域のタクシー協会は、特定地域等の計画に基づく適正化・活性化の取組状況（地域単位、事業者単位）をホームページで公表。国土交通省は、全国の対象地域単位の適正化・活性化フォローアップ結果をとりまとめ、ホームページで公表。

## II フォローアップの内容

### 1 適正化事業について

#### (1) 減車、休車、営業方法の制限、実働率の状況

調査対象期間：4月1日～3月31日  
調査項目：当該期間における減車等台数・実働率  
※輸送実績報告書に基づき、集計の上報告すること。

#### (2) 労働環境改善に向けた取組状況

##### ① 特定地域等指定基準に基づく指標

調査対象期間：4月1日～3月31日  
調査項目：  
・日車営収の改善度  
・実在車両数と適正車両数の乖離率の改善度  
・実働実車率の改善度  
・赤字事業者車両数シェアの改善度  
※輸送実績報告書・事業報告書に基づき、集計の上報告すること。

##### ② 賃金の改善度

調査対象期間：2月～4月の3ヶ月間  
調査項目：運転者給与支払総額、運転者総労働時間、総売上 等  
※別紙様式1により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

##### ③ 運転者負担の解消割合

調査対象期間：年度末時点  
調査項目：カード手数料、無線使用料、カーナビ・GPS使用料、制服代、黒タク乗務料、  
回送時の高速料金、公共的割引料金 等  
※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、  
タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

##### ④ 平均車齢の改善度

調査対象期間：年度末時点  
調査項目：平均車齢  
※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、  
タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

##### ⑤ キャリアパスの明示・スキル評価の有無

調査対象期間：4月1日～3月31日  
調査項目：キャリアパスの明示、スキルアップのための研修制度、スキルに対する処遇面  
での評価の有無、採用者数、採用者平均年齢、離職者の平均勤続年数 等



※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

## 2 活性化事業について

### (1) 評価指標

調査対象期間：年度末時点

調査項目：以下の項目毎に目標値の設定を前提

- ① 妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア
- ② UD 研修受講者数及び受講運転者数シェア
- ③ 観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア
- ④ 外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア
- ⑤ アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア

以下、設定することが望ましい項目

- ⑥ UD タクシーの導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑦ 環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑧ 先進安全自動車（ASV）導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑨ クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

※別紙様式2により調査し、集計の上報告すること。タクシー協会加盟事業者については、タクシー協会において調査。協会加盟事業者以外は、運輸支局等において調査。

### (2) 計画的な活性化の促進

各協議会は、活性化の取組を計画的に進めるため、項目毎に目標値を設定し、調査結果の検証と新たな目標を設定し、6月末までに国土交通省に報告する。なお、本報告は地域計画へ反映したものの提出をもって代えることができることとする。

新たな目標（項目の追加、目標値の見直し等）の設定においては、利用者アンケート等を活用し利用者の満足度を踏まえるなど、サービスの拡大と合わせ内容の充実についても見直しを検討する。

協議会の存する地域のタクシー協会は、新たな目標の設定等に関する協議会の開催に際し、時間的余裕を持って調査結果を協議会に報告する。

## 3 評価手法

### (1) 地域の取組に対する評価

- ・ 1 (2)、2 (1) の各項目について、対前年同期比の伸び率（改善度）をもって評価する。
- ・ 全国における特定地域等の平均値に対する各特定地域等の値を比較し評価する。

### (2) 個別事業者の取組に対する評価

- ・ 1 (2)、2 (1) の各項目について、対前年同期比の伸び率（改善度）をもって評価する。
- ・ 地域の平均値に対する各事業者の値を比較し評価する。

#### 4 公表の内容・方法

##### (1) 地域のタクシー協会の場合

- ・地域のタクシー協会は、国土交通省の集計結果をもとに、管内の状況について特定地域等毎に公表する。
- ・(2) により優良事業者としての評価を受けた事業者の実績を公表する。

##### (2) 国土交通省の場合

- ・国土交通省は、1 (1)、(2)、2 (1) の各項目について、全国の平均値とともに、特定地域等毎に地域の平均値を公表する。なお、本調査の実施にあたり協力が得られなかった事業者があった場合は、当該地域における協力が得られなかった事業者数を合わせて公表する。
- ・全ての項目において、地域の平均値を上回り、取組事項が先進的であるなど、総合的に判断して、優良である事業者を公表することとする。

#### 5 その他

本調査は、行政処分及び監査を行うことを目的として実施するものではない。

## 活性化事業目標値設定調査の集計結果

営業区域名: 京浜交通圏

( )内の数値は小数点第2位を四捨五入

項目	運転者数・車両数 (平成29年度末時点)	平成29年度末時点の実績(※1)		平成30年8月末時点の実績(※1)		平成30年度末時点の計画(※2)		平成31年度末時点の計画(※2)	
		受講又は認定運転者数	導入車両数	受講又は認定運転者数	導入車両数	受講又は認定運転者数	導入車両数	受講又は認定運転者数	導入車両数
設定が 必要な 項目	① 妊婦・子ども向けタクシー認定運転者数 数値目標 運転者数: 2,780人	12,148	1,544 ( 12.7%)	/	1,557 ( 12.8%)	/	1,777 ( 14.6%)	/	1,867 ( 15.4%)
	② UD研修受講者数及び受講運転者数 数値目標 運転者数: 2,360人		1,516 ( 12.5%)	/	1,811 ( 14.9%)	/	2,113 ( 17.4%)	/	2,819 ( 23.2%)
	③ 観光タクシー認定運転者数 数値目標 運転者数: 1,200名		649 ( 5.3%)	/	735 ( 6.1%)	/	968 ( 8.0%)	/	1,309 ( 10.8%)
	④ 外国語講習受講運転者数 数値目標 設定しない		318 ( 2.6%)	/	351 ( 2.9%)	/	494 ( 4.1%)	/	697 ( 5.7%)
	⑤ アプリ配車の対応車両数 数値目標 対応車両数: 全車両の65%の導入		6,790	/	1,332 ( 19.6%)	/	4,505 ( 66.3%)	/	4,951 ( 72.9%)
⑥ UDタクシーの導入車両数 (福祉タクシーを除く) 数値目標 全車両の20%の導入	/	223 ( 3.3%)		/	279 ( 4.1%)	/	378 ( 5.6%)	681 ( 10.0%)	
⑦ 環境対応車の導入車両数 数値目標 全車両の30%の導入	/	1,056 ( 15.6%)		/	1,073 ( 15.8%)	/	1,123 ( 16.5%)	1,186 ( 17.5%)	
⑧ 先進安全自動車(ASV)導入車両数 数値目標 全車両の20%の導入	/	110 ( 1.6%)		/	133 ( 2.0%)	/	222 ( 3.3%)	384 ( 5.7%)	
⑨ クレジットカード・電子マネー等導入車両数 数値目標 全車両の50%の導入		/	5,519 ( 81.3%)	/	5,710 ( 84.1%)	/	5,730 ( 84.4%)	5,897 ( 86.8%)	

※1. 平成29年度末時点の受講又は認定運転者数については、平成29年度末時点で現に選任されている人数を記載。

※2. 平成30年度末時点、平成31年度末時点の受講又は認定運転者数については、当該年度末時点における受講等運転者数の計画(受講等済み運転者数+新たな受講等運転者)を記載。

## フォローアップ通達に基づく活性化項目の目標（中長期）

## 【京浜交通圏】

**1. 妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア**

京浜交通圏における出生数が平成 27 年月平均 3964 人（平成 27 年神奈川県衛生統計年報）となっており、その内タクシーを登録し利用する方が 70%と見込み、**妊婦・子供向けタクシー運転者数 2780 人を目標とする。**

**2. UD 研修受講者数及び受講運転者数シェア**

バリアフリー法に基づくタクシーの整備目標として、2020 年度末までに全国の福祉タクシー車両を約 28000 台導入することになっている。なお、整備目標設定時における全国の福祉タクシーの車両数は 2010 年度末現在で 12256 台導入されていた。京浜交通圏では、福祉タクシーの車両数は 2010 年度末現在で 369 台導入されており、整備目標を達成するためには約 842 台が目標となる。

**京浜交通圏における乗務員の勤務形態は 1 車 2 人制が多いため、UD 研修受講者数 2360 人を目標とする。**

**3. 観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア**

平成 25 年 3 月より京浜交通圏においては、「かながわ観光タクシードライバー認定制度」が創設され、平成 28 年度まで 510 名認定されており、**1200 名の認定者数を目指す。**

**4. 外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア**

京浜交通圏においては、平成 27 年度より「外国人旅客接客研修」を実施しており、平成 29 年 7 月末現在まで 200 名受講している。今後は 5 のアプリ配車の導入により、後部座席にタブレット（多言語対応）を設置し、そのタブレットを通して外国人利用者と会話することが可能となるため、**目標値は設定しないこととする。**

**5. アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア**

現在、協会においてアプリ配車について、神奈川全域での導入を検討しているところであり、今年度中には導入を予定している。

**全車両の 65%の車両の導入を目指す。**

## 6. UD タクシーの導入車両数及び導入車両数シェア

自治体等の補助金を活用し、全ての方に優しい車両であるユニバーサルデザインタクシー（車いすに乗ったまま乗車可能等）の JapanTaxi へ代替えることにより、**全車両の 20%の導入を目指す。**

## 7. 環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア

6 の目標設定と同様。JapanTaxi が環境対応車両（LPG ハイブリッドシステム）であることから、自治体等の補助金を活用し JapanTaxi へ代替えることにより、**全車両の 30%の導入を目指す。**

## 8. 先進安全自動車（ASV）導入車両数及び導入車両数シェア

6 の目標設定と同様。JapanTaxi が先進安全自動車であることから、自治体等の補助金を活用し JapanTaxi へ代替えることにより、**全車両の 20%の導入を目指す。**

## 9. クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

5 のアプリ配車の導入により、クレジットカード・電子マネー・電子クレジットも合わせて導入することから、**クレジットカードは全車両導入することとし、電子マネー（スイカ、パスモなど）・電子クレジットは全車両の 50%の車両の導入を目指す。**

## フォローアップ通達に基づく活性化項目の目標値の変更について（案）

### 【京浜交通圏】

#### 5. アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア

現 行 全車両の 65%の車両の導入を目指す。



変更案 全車両の 85%の車両の導入を目指す。

（変更理由）

平成 30 年 8 月末時点で現行の目標値が達成されたため  
（平成 30 年 8 月末時点の実績 66.9%）

#### 9. クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

現 行 全車両の 50%の車両の導入を目指す。



変更案 全車両の 90%の車両の導入を目指す。

（変更理由）

平成 30 年 8 月末時点で現行の目標値が達成されたため  
（平成 30 年 8 月末時点の実績 84.1%）